

# 人事委員会年報

平成23年度

岡山市人事委員会

# 目 次

<b>第1章 組織と運営</b> .....	1
1 人事委員会 .....	1
(1) 人事委員会の設置	
(2) 人事委員会の構成	
(3) 人事委員会の権限	
(4) 人事委員会の開催状況	
2 事務局 .....	9
(1) 組織	
(2) 定数及び現員	
(3) 所掌事務	
3 予算 .....	11
<b>第2章 事業概要</b> .....	12
1 任用 .....	12
(1) 採用	
(2) 昇任	
2 給与、その他の勤務条件 .....	17
(1) 職員の給与等に関する報告及び勧告	
(2) 条例の制定及び改廃に対する意見	
(3) 規則等の制定及び改廃の協議	
3 公平審査等 .....	20
(1) 勤務条件に関する措置要求	
(2) 不利益処分についての不服申立て	
(3) 苦情相談	
4 職員団体 .....	21
(1) 職員団体の登録状況	
(2) 管理職員等の範囲	
5 労働基準監督機関 .....	24
(1) 労働基準法の号別区分等	
(2) 職権行使の状況	
6 人事委員会規則の制定及び改廃の状況 .....	26

# 第 1 章 組織と運営

## 1 人事委員会

### (1) 人事委員会の設置

都道府県及び政令指定都市は、地方公務員法（以下「地公法」という。）第 7 条第 1 項の規定により、条例で人事委員会を置くものとされ、また、政令指定都市以外の市で人口 15 万以上のもの及び特別区は、同条第 2 項の規定により、条例で人事委員会を置くことができる。

本市においては、政令指定都市移行時における人事委員会業務の円滑な運営を図るため、地公法第 7 条第 2 項の規定に基づき、岡山市人事委員会設置条例を制定し、平成 21 年 2 月 1 日に人事委員会を設置した。

### (2) 人事委員会の構成

人事委員会は、3 人の委員をもって構成する合議制の執行機関であり、その委員は人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任することとなっている。（地公法第 9 条の 2）

任期は 4 年であるが、人事委員会が初めて設置された際の各委員の任期は、4 年、3 年、2 年とすることとされている。

本委員会の委員は、すべて非常勤であり、その構成は次のとおりである。

(平成 24 年 3 月 31 日現在)

職 名	氏 名	任 期
委員長	中 野 惇	平成 21 年 2 月 1 日～平成 25 年 1 月 31 日
委 員 (委員長職務代理者)	守 屋 勝 利	平成 21 年 2 月 1 日～平成 24 年 1 月 31 日 平成 24 年 2 月 1 日～平成 28 年 1 月 31 日
委 員	虫 明 眞砂子	平成 23 年 2 月 1 日～平成 27 年 1 月 31 日

### (3) 人事委員会の権限

人事委員会の権限は、地公法で人事行政全般にわたり規定されており、その性質により分類すると、行政的権限、準立法的権限及び準司法的権限の 3 つに分けることができる。

#### ① 行政的権限

ア 人事行政に関する事項について調査し、人事記録に関することを管理し、及びその他人事に関する統計報告を作成すること。

- イ 給与、勤務時間その他の勤務条件、研修及び勤務成績の評定、厚生福利制度その他職員に関する制度について研究を行い、その成果を議会もしくは市長に提出すること。
- ウ 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関し、議会と市長に意見を申し出ること。
- エ 人事行政の運営に関し、任命権者に勧告すること。
- オ 給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について議会と市長に勧告をすること。
- カ 職員の競争試験及び選考等に関する事務を行うこと。
- キ 職員に対する給与の支払を監理すること。
- ク 職員の苦情を処理すること。
- ケ 職員団体の登録、登録の効力の停止及び登録の取消しをすること。
- コ 労働基準監督機関としての職権を行使すること。

② 準立法的権限

法律又は条例で権限とされている事項について、人事委員会規則を制定し、又は改廃すること。

③ 準司法的権限

- ア 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、必要な措置を執ること。
- イ 職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決又は決定をすること。
- ウ 公立学校医等の公務災害補償に関する異議の申立てを審査すること。

(4) 人事委員会の開催状況

平成 23 年度における本委員会の開催状況は、次のとおりである。

開催回数	定例会	24回
	臨時会	4回
議案		74件
報告事項		68件
協議事項		6件

回数	開催期日	議 事
第1回 定例会	23.4.6	<b>議案</b> 1 平成23年度職員採用試験実施日程の公表について 2 不利益処分に係る不服申立について <b>報告</b> 1 採用選考・昇任選考の実施結果報告について 2 採用候補者及び昇任候補者の選択結果通知について 3 職員の処分に関する書類の提出について 4 平成23年度の予定について
第2回 定例会	23.4.22	<b>議案</b> 1 職員採用試験（大学卒業程度、免許資格職）の実施について 2 採用に係る選考の委任について 3 初任給，昇格，昇給等の基準に関する規則の規定に基づく承認について <b>報告</b> 1 採用試験及び採用選考の実施通知について 2 労働基準法別表第1の事業区分の決定について 3 職員団体の登録申請書記載事項の変更について 4 大都市人事委員会連絡協議会委員長会議について 5 政策法務に関する業務に係る職員の併任について
第3回 定例会	23.5.13	<b>報告</b> 1 採用選考実施通知・実施結果報告について 2 平成23年職種別民間給与実態調査の実施等に関する要望について 3 国家公務員制度改革に伴う地方の人事行政に関する要望について
第4回 定例会	23.5.20	<b>報告</b> 1 市労連からの申し入れの概要について
第5回 定例会	23.6.1	<b>議案</b> 1 職員の併任について 2 岡山市職員の給与に関する条例の規定に基づく規則の改廃に関する協議について 3 勤務条件に関する措置要求について <b>報告</b> 1 平成23年職種別民間給与実態調査の実施について 2 特定事業主行動計画担当課長会議について 3 職員団体の規約の変更について
第6回 定例会	23.6.29	<b>議案</b> 1 職員採用試験（短大・高校卒業程度、学校事務）の実施について 2 採用にかかる選考の委任について 3 不利益処分に係る不服申立について 4 勤務条件に関する措置要求について 5 初任給，昇格，昇給等の基準に関する規則の一部改正について

		<p>6 初任給，昇格，昇給等の基準に関する規則の規定に基づく承認について</p> <p><b>報告</b></p> <p>1 採用試験・採用選考・昇任試験実施通知、採用選考実施結果報告について</p> <p>2 第 119 回全国人事委員会連合会総会について</p> <p>3 定期監査の結果について</p> <p>4 平成 23 年職種別民間給与実態調査について</p> <p>5 公益的法人等への職員の派遣等に関する報告について</p>
第 7 回 定例会	23. 7. 13	<p><b>議案</b></p> <p>1 職員採用試験（大学卒業程度、免許資格職）の第 1 次試験合格者決定及び第 2 次試験の実施について</p> <p>2 採用候補者名簿の期間延長について</p> <p>3 採用にかかる選考の委任について</p> <p>4 勤務条件に関する措置要求について</p> <p>5 初任給，昇格，昇給等の基準に関する規則の規定に基づく承認について</p> <p><b>報告</b></p> <p>1 採用試験実施結果報告・採用選考実施通知について</p> <p>2 第 54 回全国人事委員会連合会公平審査事務研修会について</p> <p>3 平成22年職員の給与等に関する報告及び勧告後の状況について</p>
第 8 回 定例会	23. 7. 22	<p><b>議案</b></p> <p>1 職員採用選考試験（獣医師）の合格者決定及び合格者（採用候補者）名簿の確定について</p> <p>2 職員採用試験（民間企業等職務経験者）の実施について</p> <p>3 人事委員会の業務状況の報告について</p> <p>4 勤務条件に関する措置要求について</p> <p>5 「育てよう！カイゼンの芽・ジッセンの木」実施要綱の制定について</p> <p><b>報告</b></p> <p>1 採用選考実施結果報告について</p> <p>2 人事委員会年報について</p>
第 9 回 定例会	23. 8. 12	<p><b>議案</b></p> <p>1 職員採用試験（大学卒業程度）第 2 次試験の合格者決定及び第 3 次試験の実施について</p> <p>2 勤務条件に関する措置要求について</p> <p><b>報告</b></p> <p>1 採用試験・採用選考実施結果報告、採用選考実施通知、昇任試験実施結果報告について</p> <p>2 職員団体の登録申請書記載事項の変更について</p>
第 10 回 定例会	23. 8. 26	<p><b>議案</b></p> <p>1 職員採用試験（免許資格職）最終合格者決定及び採用候補者名簿の確定について</p>

		<p>2 勤務条件に関する措置要求について</p> <p><b>報告</b></p> <p>1 平成 23 年職種別民間給与実態調査の実施結果の概要について</p> <p>2 会計処理適正化調査について</p>
第 1 1 回 定例会	23.9.14	<p><b>議案</b></p> <p>1 職員採用試験（大学卒業程度）の最終合格者決定及び採用候補者名簿の確定について</p> <p>2 消防職員採用試験（大学卒業程度）の最終合格者決定及び採用候補者名簿の確定について</p> <p>3 選考によって採用することができる職の指定について（平成 21 年市人事委員会規程第 1 号）の一部改正について</p> <p>4 診療放射線技師の採用にかかる選考の委任について</p> <p>5 勤務条件に関する措置要求について</p> <p><b>報告</b></p> <p>1 採用選考の実施通知について</p> <p>2 宿日直勤務の許可について</p> <p>3 大都市人事委員会連絡協議会事務局長会議の概要について</p> <p><b>協議</b></p> <p>1 平成 23 年職員の給与等に関する報告及び勧告について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員給与関係資料について</li> <li>・労働経済関係資料について</li> </ul>
第 1 2 回 定例会	23.9.30	<p><b>議案</b></p> <p>1 条件付採用期間の延長について</p> <p><b>報告</b></p> <p>1 採用選考実施通知について</p> <p>2 こども総合相談所における宿日直勤務の実態調査について</p> <p><b>協議</b></p> <p>1 平成 23 年職員の給与等に関する報告及び勧告について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人事院勧告の概要について</li> </ul>
第 1 回 臨時会	23.10.4	<p><b>協議</b></p> <p>1 平成 23 年職員の給与等に関する報告及び勧告について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間給与関係資料について</li> <li>・生計費関係資料について</li> </ul>
第 1 3 回 定例会	23.10.11	<p><b>議案</b></p> <p>1 職員採用試験（短大・高校卒業程度、学校事務）の第 1 次試験合格者決定及び第 2 次試験の実施について</p> <p>2 職員採用選考（獣医師）の実施について</p> <p>3 消防職員昇任試験（消防司令補、消防士長）の最終合格者決定及び昇任候補者名簿の確定について</p> <p><b>報告</b></p> <p>1 採用試験の実施結果報告について</p> <p>2 採用候補者の選択結果通知について</p> <p><b>協議</b></p> <p>1 平成 23 年職員の給与等に関する報告及び勧告について</p>

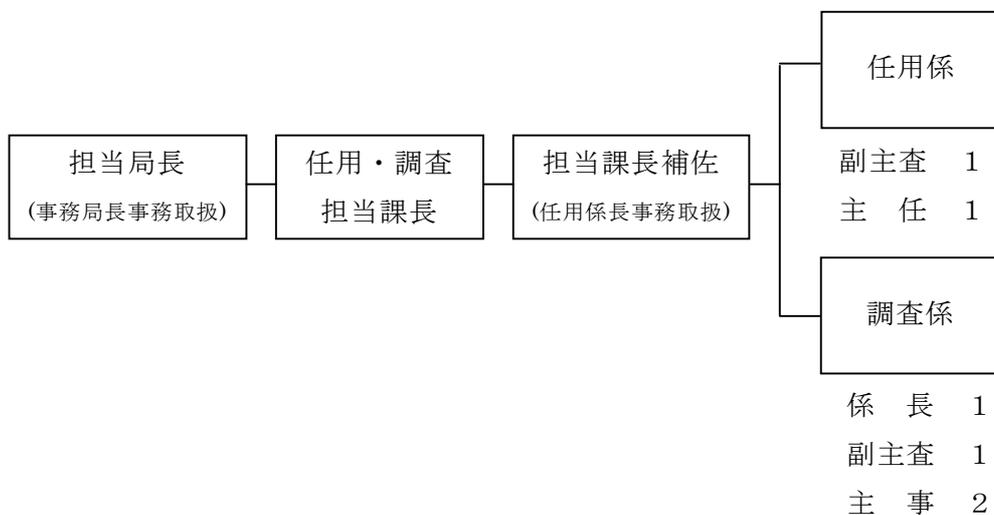
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国人事委員会事務局長会議の概要について</li> <li>・大人連実務者会議の概要について</li> <li>・嘱託職員協議会からの要請について</li> <li>・報告（勧告の意義から人事院の給与等に関する報告及び勧告の概要まで）文案について</li> <li>・本年の給与改定方針について</li> </ul>
第14回 定例会	23.10.20	<b>報告</b> 1 採用選考実施結果報告・実施通知について <b>協議</b> 1 平成23年職員の給与等に関する報告及び勧告について <ul style="list-style-type: none"> <li>・市労連からの申し入れの概要について</li> <li>・岡山県の人事委員会勧告について</li> <li>・本年の給与改定について</li> <li>・むすびについて</li> </ul>
第2回 臨時会	23.10.24	<b>議案</b> 1 平成23年職員の給与等に関する報告及び勧告について <b>協議</b> 1 平成23年職員の給与等に関する報告及び勧告について <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員長談話について</li> <li>・勧告当日の流れについて</li> </ul>
第15回 定例会	23.11.2	<b>議案</b> 1 職員採用試験（短大・高校卒業程度、学校事務）の第2次試験合格者決定及び第3次試験の実施について※ 2 職員採用試験（民間企業等職務経験者）の第1次試験合格者決定及び第2次試験の実施について <b>報告</b> 1 昇任試験実施通知、採用試験実施結果報告について 2 岡山市人事委員会勧告について 3 市労連への勧告内容説明について 4 他都市の人事委員会勧告等について
第16回 定例会	23.11.24	<b>議案</b> 1 職員採用試験（短大・高校卒業程度、学校事務）の最終合格者決定及び採用候補者名簿の確定について 2 消防職員採用試験（短大・高校卒業程度）の最終合格者決定及び採用候補者名簿の確定について 3 条例案に対する意見について 4 岡山市職員の給与に関する条例の規定に基づく規則の改廃に関する協議について 5 初任給，昇格，昇給等の基準に関する規則の一部改正について 6 給料表の適用範囲に関する規則の一部改正について <b>報告</b> 1 人事委員会勧告後の確定交渉結果について 2 労働基準法別表第1の事業区分の決定について 3 公文書の開示請求について

第17回 定例会	23.12.13	<b>議案</b> 1 岡山市職員の給与に関する条例の規定に基づく規則の改廃に関する協議について <b>報告</b> 1 採用選考実施結果報告について 2 職員の処分に関する書類の提出について
第18回 定例会	23.12.19	<b>議案</b> 1 職員採用試験（民間企業等職務経験者）の最終合格者決定及び採用候補者名簿の確定について 2 職員採用選考試験（獣医師）の合格者決定及び合格者（採用候補者）名簿の確定について 3 選考によって採用することができる職の指定について（平成21年市人事委員会規程第1号）の一部改正について 4 採用にかかる選考の委任について <b>報告</b> 1 採用選考実施通知について 2 任期付職員の募集について
第19回 定例会	24.1.17	<b>議案</b> 1 勤務条件に関する措置要求について <b>報告</b> 1 昇任試験・採用選考実施結果報告について 2 大都市人事委員会連絡協議会課長会議について
第20回 定例会	24.1.26	<b>議案</b> 1 消防職員昇任試験（消防司令）の最終合格者決定及び昇任候補者名簿の確定について 2 委員長職務代理者の指定について <b>報告</b> 1 市労連からの申入書提出について
第21回 定例会	24.2.15	<b>議案</b> 1 勤務条件に関する措置要求について <b>報告</b> 1 自治労岡山県本部からの申し入れについて 2 全国人事委員会連合会を通じた申し入れについて
第22回 定例会	24.2.27	<b>議案</b> 1 勤務条件に関する措置要求について 2 不利益処分に係る不服申立について 3 採用にかかる選考の委任について <b>報告</b> 1 昇任選考実施通知について 2 昇任選考実施通知について
第3回 臨時会	24.3.15	<b>議案</b> 1 任期付職員の採用に係る承認について 2 初任給，昇格，昇給等の基準に関する規則の規定に基づく承認について

		<ul style="list-style-type: none"> <li>3 勤務条件に関する措置要求について</li> <li>4 不利益処分に係る不服申立について</li> </ul> <p><b>報告</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 採用選考・昇任選考実施通知、実施結果報告について</li> <li>2 職員の処分に関する書類の提出について</li> <li>3 職員採用試験論作文・集団討論課題の情報提供について</li> </ul>
第23回 定例会	24.3.19	<p><b>議案</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 採用に係る選考の委任について</li> <li>2 勤務条件に関する措置要求について</li> <li>3 条例案に対する意見について</li> </ul> <p><b>報告</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1・国家公務員の給与の改定及び臨時特例について</li> <li>・高齢期の雇用問題について</li> <li>・人事院による民間の退職給付の調査及び見解について</li> </ul>
第4回 臨時会	24.3.22	<p><b>議案</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 昇任選考合格者の決定について</li> <li>2 任期付職員の採用に係る承認について</li> <li>3 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定に基づく承認について</li> <li>4 不利益処分に係る不服申立について</li> </ul> <p><b>報告</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 採用選考・昇任選考の実施通知について</li> </ul>
第24回 定例会	24.3.30	<p><b>議案</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 給料表の適用範囲に関する規則の一部改正について</li> <li>2 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部改正について</li> <li>3 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について</li> <li>4 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正について</li> <li>5 岡山市人事委員会事務局の組織等に関する規則の一部改正について</li> </ul> <p><b>報告</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 不利益処分に係る不服申立について</li> <li>2 平成24年4月1日付け機構改革及び人事異動の概要について</li> <li>3 岡山市教職員組合からの要求書について</li> <li>4 平成24年度当初予算について</li> <li>5 職場環境等実態調査について</li> <li>6 職員の解雇予告除外認定について</li> <li>7 職員の処分に関する書類の提出について</li> </ul>

## 2 事務局

### (1) 組織



### (2) 定数及び現員

人事委員会事務局の職員定数 9人

人事委員会事務局の職員現員 9人

### (3) 所掌事務

#### ① 任用係

- 1 競争試験，選考その他の任用に関すること。
- 2 職階制に関すること。
- 3 分限及び懲戒に関すること（任命権者が所掌する事務を除く。）。
- 4 人事記録の管理に関すること。
- 5 勤務条件の措置要求に関すること。
- 6 不利益処分についての不服申立てに関すること。
- 7 職員の苦情処理に関すること。
- 8 管理職員等の範囲に関すること。
- 9 職員団体の登録に関すること。
- 10 労働基準監督機関の職権行使に関すること。
- 11 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関する意見の申出に関する  
こと。
- 12 退職手当管理機関の諮問に応じて行う退職手当の支給制限等の処分について  
の調査審議に関すること。

② 調査係

- 1 人事委員会の会議及び議事に関すること。
- 2 公印の管理に関すること。
- 3 人事委員会規則，規程等の制定及び改廃に関すること。
- 4 人事に関する統計報告に関すること。
- 5 給与，勤務時間その他の勤務条件，研修及び勤務成績の評定等に関する調査研究に関すること。
- 6 給与，勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告に関すること。
- 7 給与の支払の監理に関すること。
- 8 事務局職員の人事，給与及び服務に関すること。
- 9 事務局の予算，決算その他庶務に関すること。
- 10 文書の收受，発送及び保存に関すること。
- 11 局内他係の主管に属しないこと。

### 3 予算

平成23年度における本委員会の当初予算は、次のとおりである。

(単位:千円)

科 目	当初予算額 ( )は前年	説 明
人事委員会運営事務費	92,763 (92,107)	
報酬	4,229 (4,229)	報酬月額 委員長：1,689 (月額：140.7) 委 員：2,540 (月額：105.8)
給料	39,145 (38,031)	一般職 9人
職員手当等	26,249 (26,109)	
共済費	13,381 (13,238)	
旅費	1,755 (1,804)	普通旅費 1,494 費用弁償 261
需用費	2,830 (3,325)	
役務費	693 (733)	
委託料	1,988 (2,000)	職員採用関係
使用料及び 賃借料	500 (600)	
負担金補助金 及び交付金	1,993 (2,038)	全人連分担金 157 大人連分担金 105 日本人事試験研究センター負担金 1,700 各種研修受講負担金 31

## 第2章 事業概要

### 1 任用

#### (1) 採用

##### ① 採用試験

職員の採用については、地公法第17条第3項の規定により、原則として競争試験によらなければならないとされており、その実施等に関しては、岡山市職員の任用に関する規則において規定している。また、岡山市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第2条において、試験に関する事務の一部を任命権者に委任することができるとしている。

平成23年度に実施した採用試験は次のとおりである。

#### ア 人事委員会が実施したもの

試験名及び試験区分		採用予定 人員(人)	申込者数 (人)	受験者数 (人)	合格者数 (人)	競争率 (倍)
大学 卒業 程度	事務	34人程度	410	353	34	10.4
	土木	12人程度	31	28	12	2.3
	建築	4人程度	19	16	4	4.0
	機械	5人程度	14	11	4	2.8
	電気	2人程度	7	6	2	3.0
	化学	2人程度	13	10	2	5.0
	計	59人程度	494	424	58	7.3
民間 企業等 職務 経験者	土木	1人程度	52	48	2	24.0
	建築	1人程度	12	12	1	12.0
	機械	1人程度	7	7	2	3.5
	電気	2人程度	3	2	1	2.0
	計	5人程度	74	69	6	11.5
短大・ 高校 卒業 程度	事務	2人程度	47	41	3	13.7
	土木	2人程度	8	8	2	4.0
	機械	2人程度	2	1	1	1.0
	計	6人程度	57	50	6	8.3
学 校 事 務	学校事務A	3人程度	76	54	5	10.8
	学校事務B	2人程度	12	10	1	10.0
	計	5人程度	88	64	6	10.7

試験名及び試験区分		採用予定 人員(人)	申込者数 (人)	受験者数 (人)	合格者数 (人)	競争率 (倍)
免 資 許 格 職	児童福祉司	若干名	13	10	2	5.0
	心理判定員	若干名	31	26	1	26.0
	保健師	13 人程度	56	53	13	4.1

イ 任命権者に事務の一部を委任して実施したもの

試験名及び試験区分		採用予定 人員(人)	申込者数 (人)	受験者数 (人)	合格者数 (人)	競争率 (倍)
消 防 士	大学卒業程度	30 人程度	225	209	30	7.0
	短大・高校 卒業程度	3 人程度	92	86	3	28.7

(消防局で一部実施)

② 採用選考

職員の採用に関し、岡山市職員の任用に関する規則第 13 条において定める職については、選考によることができるとしている。

また、一部の採用選考については、岡山市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第 3 条において、任命権者に委任している。

平成 23 年度に実施した採用選考は次のとおりである。

ア 人事委員会が実施したもの（公募選考によるもの）

職（職種）名	採用予定 人員(人)	申込者数 (人)	受験者数 (人)	合格者数 (人)	競争率 (倍)
獣医師	1 人程度	4	3	1	3.0
獣医師（2次募集）	1 人程度	4	4	1	4.0

イ 人事委員会が実施したもの（公募選考によらないもの）

職名（選考候補者数, 選考合格者数）
なし

ウ 委任を受けた任命権者が実施したもの（公募選考によるもの）

職（職種）名	採用予定 人員(人)	申込者数 (人)	受験者数 (人)	合格者数 (人)	競争率 (倍)
幼稚園教諭・保育士 ※1	40人程度	222	201	40	5.0
看護師・助産師※2	1次	30人程度	26	26	1.9
看護師・助産師※2	2次	16人程度	9	8	2.0
看護師・助産師※2	3次	15人程度	10	10	2.0
看護師・助産師※2	4次	10人程度	3	2	2.0
薬剤師※2	1人程度	2	2	0	-
診療放射線技師※2	1人程度	5	5	1	5.0
臨床工学技士※2	1人程度	3	3	1	3.0
栄養士 (県費負担学校栄養職員)※3	8人 (うち岡山市 希望:1人)	145 (うち岡山市 希望:41人)	126	8 (うち岡山市: 1人)	15.8
身体障害者(事務)※4	2人程度	8	7	2	3.5
身体障害者(学校事務)※5	若干名	7	7	2	3.5
社会教育主事 ※6	1人	18	17	1	17.0
司書 ※6	1人	153	131	1	131.0

- ※ 1 幼稚園教諭・保育士については、総務局人事課・教育委員会事務局学事課で実施している。
- ※ 2 看護師、助産師、薬剤師、診療放射線技師、臨床工学技士については、病院局で実施している。
- ※ 3 栄養士（県費負担学校栄養職員）については、教育委員会事務局学事課で実施している。
- ※ 4 身体障害者(事務)については、総務局人事課で実施している。
- ※ 5 身体障害者(学校事務)については、教育委員会事務局学事課で実施している。
- ※ 6 社会教育主事、司書については、教育委員会事務局人事財務課で実施している。

エ 委任を受けた任命権者が実施したもの（公募選考によらないもの）

職名（選考候補者数, 選考合格者数）
局長（2, 2）、審議監（1, 1）、課長代理（1, 1）、課長補佐（1, 1）、主査（1, 1）、主任（1, 1）、獣医師（1, 1）
【県費負担職員】事務主事（1, 1）

## (2) 昇任

### ① 昇任試験

職員の昇任については、地公法第 17 条第 3 項の規定により、原則として競争試験によらなければならないとされており、その実施等に関しては、岡山市職員の任用に関する規則において規定している。また、岡山市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第 2 条において、試験に関する事務の一部を任命権者に委任することができるとしている。

平成 23 年度に実施した昇任試験は次のとおりである。

ア 任命権者に事務の一部を委任して実施したもの

試験区分		昇任予定 人員(人)	申込者数 (人)	受験者数 (人)	合格者数 (人)	競争率 (倍)
消防士	消防司令	8	24	24	8	3.0
	消防司令補	9	35	35	9	3.9
	消防士長	20	83	83	20	4.2

(消防局で一部実施)

### ② 昇任選考

職員の昇任については、原則として競争試験によるものとするほか、岡山市職員の任用に関する規則第 14 条において、選考によることができるとしている。

また、一部の昇任選考については、岡山市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第 3 条において、任命権者に委任している。

平成 23 年度に実施した昇任選考は次のとおりである。

ア 人事委員会が実施したもの

職務の等級	選考請求数 (人)	選考合格者数 (人)
特 1 等級（局長級）	11	11
1 等級（審議監・次長級）	25	25
2 等級（課長級）	45	45

イ 委任を受けた任命権者が実施したもの

職務の等級	選考候補者数 (人)	選考合格者数 (人)
3 等級 (課長補佐級)	87	87
4 等級 (係長級)	90	90
4 等級 (副主査級)	124	124
4 等級 (主任級)	130	130

## 2 給与、その他の勤務条件

### (1) 職員の給与等に関する報告及び勧告

本委員会は、地公法の規定に基づき、議会及び市長に対し、平成23年10月27日に職員の給与等に関する報告及び勧告を行った。その概要は次のとおりである。

#### 〔職員の給与等に関する報告及び勧告の概要〕

平成23年10月27日

#### ○ポイント

- 1 職員給与が民間給与を519円(0.13%)上回っており、この較差を解消するため、月例給の引下げ改定
- 2 特別給(期末手当・勤勉手当)は民間の支給割合とおおむね均衡しており、改定なし(職員現行3.95月分)

### 1 勧告の意義

人事委員会による勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員に対して社会一般の情勢に適応した適正な勤務条件を確保することを目的に、地方公務員法に規定する諸原則に基づいて地域の民間給与水準との均衡を図ることが基本

### 2 職員給与と民間給与との比較

#### (1) 月例給

民間給与(A)	職員給与(B)	公民給与の較差 (A)-(B) [[ (A)-(B) ] / (B) × 100 ]
400,328円	400,847円	△519円 (△0.13%)

(職員の平均年齢 44.3歳)

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の市内313の民間事業所から118事業所を無作為抽出し、本年4月分の給与等を実地調査(調査完了率94.9%)

職員と民間における4月分給与を対比させ、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢階層の同じ者同士を比較

#### (2) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間の民間の支給実績(支給割合)と職員の支給月数を比較

民間の支給割合(3.97月分)は、職員の支給月数(3.95月分)とおおむね均衡

### 3 本年の給与改定

#### (1) 月例給

給料表について、近年の人事院勧告における改定の趣旨を踏まえ、若年層に配慮した上で均一に引下げ(医療職給料表(1)は除く)

地域手当について、国や県との均衡を考慮し、経緯や実態を踏まえた一定の整理が必要

給料表の改定を行うことを基本としつつ、給料表又は手当を改定することで較差を解消

#### (2) 改定の実施時期等

改正条例の公布日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から実施

本年4月から改定の実施日の前日までの期間に係る公民較差相当分を解消するため、12月期の期末手当において適切な調整の措置を講ずることが必要

#### 4 その他給与に関する諸課題

##### (1) 給与構造改革等における経過措置

他都市の動向も注視しつつ、慎重に検討していく必要

##### (2) 住居手当

引き続き他都市や民間の状況を踏まえながら、住居手当のあり方について検討**その他**

#### 5 人事管理に関する諸課題

##### (1) 人材の確保・育成

多様で有為な人材の確保に有効となる取組や、高度化・多様化していく人材確保の要請に臨機応変に対応する取組を推進する必要

人材育成ビジョンに掲げる人材育成と職場づくりのための具体的な取組を推進することで、引き続き組織と人材の活性化を図っていくことが重要

市民の信頼に応えるため、全体の奉仕者として公務に全力を尽くす使命感と倫理観を職員一人ひとりが強く自覚する必要

##### (2) 人事評価制度

客観的で公正性・透明性を十分に確保した制度の確立が重要。引き続き検証と検討を行うことで改善を重ね、制度に対する信頼性をより一層高める必要

##### (3) 女性職員の登用

これまでの取組に加え、登用拡大が進まない背景にある課題を認識・分析し、総合的に解決していくことが重要

##### (4) 仕事と家庭の両立支援

「子育て支援ガイド」の配布等、具体的取組を通じた職員及び職場の機運の醸成により、職員が育児に参加しやすい職場環境づくりを職場全体で進めていくことが重要

##### (5) 時間外勤務の縮減

職員一人ひとりがコスト意識を持ち、勤務時間内の事務効率向上に努めることが必要  
管理職員は職場全体のマネジメントが自らの重要な職務・職責との認識のもと、リーダーシップを発揮しつつ、適切な勤務時間管理に努めることが重要

任命権者においては、事務事業の見直しや人員の適正配置など、時間外勤務、総実勤務時間の縮減に向けた取組の推進が必要

##### (6) 職員の健康の保持と勤務環境の整備

職員の心身の健康を保持、増進し、健康に不安を覚えることなく職務に専念できる環境を整えることは事業主の責務であり喫緊の課題

管理職員は働きやすい環境づくりを担う重要な立場にあると改めて認識し、職員一人ひとりが心の健康の保持に対する知識を深め職場での協力体制を築くことが重要

引き続きハラスメントを許さない職場づくりの推進のため、相談体制の強化などの取組が必要

##### (7) 高齢期の雇用問題

人事院による段階的な定年年齢引き上げの意見の申出を踏まえ、国と地方の人事管理上の相違を考慮し、給与面での処遇を含む人事管理全体の見直しも視野に、国や他都市等の動向を注視しつつ、本市における検討を進める必要

##### (8) 非常勤職員の処遇

多様な雇用形態が導入される中、市政運営の担い手として、安心して職務に精励することにより、質の高い行政サービスを持続的に提供していくことができるよう、勤務の実態を踏まえた検討がなされることを希望

## (2) 条例の制定及び改廃に対する意見

人事委員会を置く地方公共団体においては、職員に関する条例を制定し、又は改廃しようとするときは、議会において、人事委員会の意見を聞かなければならないとされている。(地公法第5条第2項)

本委員会が、意見聴取に対し回答した条例案は次のとおりである。

意見申出 年月日	条例名	意見
23. 11. 24	岡山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	異議なし
24. 3. 19	市長、副市長等の給与に関する条例及び岡山市教育委員会の教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例(第2条に限る。)	やむを得ない

## (3) 規則等の制定及び改廃の協議

岡山市職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)に基づく規則を制定し、又は改廃しようとするときは、市長はあらかじめ人事委員会と協議しなければならないとされている。(給与条例第24条)

また、給与条例の規定により市長又は任命権者が定めることとされている事項のうち人事委員会が指定するものについて定め、又は変更し、若しくは廃止しようとするときも同様である。

本委員会に、市長から協議された規則案は次のとおりであり、いずれも異議ない旨の回答をした。

回答年月日	協議の内容
23. 6. 1	期末手当及び勤勉手当に関する規則
23. 11. 24	岡山市職員の給与に関する条例施行規則
23. 12. 13	期末手当及び勤勉手当に関する規則

### 3 公平審査等

#### (1) 勤務条件に関する措置要求

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会に対して、当局により適当な措置が執られるよう要求することができる。(地公法第46条)

この要求があったときは、本委員会は、中立な立場で審査を行い、事案を判定し、その結果に基づいて、権限を有する機関に対し必要な勧告をしなければならないとされている。

平成23年度における勤務条件に関する措置要求の状況は、次のとおりである。

事案名	要求事項	要求年月日	審理状況
平成23年(措)第1号事案	特別休暇の承認	H23.5.30	H23.9.14判定
平成23年(措)第2号事案	年次休暇の取得	H23.12.28	H24.3.19判定

#### (2) 不利益処分についての不服申立て

職員は、懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けたときは、人事委員会に対して、不服申立てをすることができる。(地公法第49条の2)

この不服申立てを受理したときは、本委員会は、中立な立場で審査を行い、その結果に基づいて、その処分を承認し、修正し、又は取り消し、必要がある場合は任命権者にその処分によって受けた不当な取扱いを是正するための指示をしなければならないとされている。

平成23年度における不利益処分についての不服申立ての状況は、次のとおりである。

事案名	申立事項	申立年月日	審理状況
平成21年(不)第1号事案	懲戒処分の取消	H21.9.1	係属中

#### (3) 苦情相談

職員の勤務条件、執務環境等に関する不平・不満、苦情等を解消することにより、職員が意欲を持って安心して職務に専念し、公務能率の維持・向上を図っていくために、職員は、人事委員会に対して、苦情を申し立てることができる。

この相談があったときは、本委員会は、相談者の不平・不満を円満に解決することができるように、相談者に助言や制度の説明等を行うほか、関係当事者に解決に向けた指導、あっせんを行うものである。

平成23年度における職員からの苦情相談の状況は、次のとおりである。

(単位：人)

任用関係	給与関係	勤務条件 服務関係	厚生福祉 関係	公平審査 関係	職場環境 関係	その他	計
		1		1	1	3	6

## 4 職員団体

### (1) 職員団体の登録状況

職員団体とは、職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体、又はその連合体である。

職員団体の登録制度は、職員団体が一定の要件を備えて民主的に組織されていることを公平・公立な第三者機関である人事委員会が確認し、公証する制度である。

本委員会に登録されている職員団体は、次のとおりである。

(平成24年3月31日現在)

職員団体の名称	事務所所在地
岡山市職員労働組合	岡山市北区大供一丁目1番1号 岡山市役所本庁舎内
岡山市教職員組合	岡山市北区津島西坂一丁目4番18号 労働福祉事業会館4階

### (2) 管理職員等の範囲

管理職員等とそれ以外の職員とは労使関係における立場が異なっているので、両者が混在する団体においては、職員の利益を代表するための適正な基礎を欠くことになることから、中立的な人事委員会が管理職員等の範囲を定めることとされているものである。岡山市職員の管理職員等の範囲は、管理職員等の範囲を定める規則の規定により次のとおり定められている。

(平成24年3月31日現在)

機 関			職
議会事務局			局長 審議監 課長 課長代理 課長補佐 秘書係長 庶務係長
市 長 部 局	本庁	共通	理事 局長 会計管理者 担当局長 副局長 室長 統括審議監 審議監 次長 課長 担当課長 所長 (係長相当職を除く。) 館長 課長代理 専門監 課長補佐 担当課長補佐 所長補佐 館長補佐 副専門監
		秘書課	主査, 副主査及び主任 主事 (市長及び副市長の秘書業務を担当する者に限る。)
		行政改革推進室	主査, 副主査及び主任 主事 (企画立案に関する事務を行う者に限る。)
		総務企画課	主査 (例規審査及び庁舎管理を担当する者に限る。) 副主査, 主任及び主事 (例規審査を担当する者に限る。)
		政策法務課	主査, 副主査, 主任及び主事 (本務の者に限る。)
		人事課	係長, 主査, 副主査, 主任及び主事 (人事企画係及び人事係に属する者に限る。)

		給与課	係長(労務係及び給与係に属する者に限る。)主査, 副主査, 主任及び主事(労務係に属する者に限る。)
		企画局	主査, 副主査, 主任及び主事(政策調整を担当する者に限る。)
		財政課	主査, 副主査及び主任主事(企画立案に関する事務を行う者に限る。)
出先機関		東京事務所	所長 所長補佐
		区役所	区長 区長代理 次長 課長 担当課長 課長代理 課長補佐 室長 総務・地域振興課の係長(庁舎管理を担当する者に限る。)
		支所	支所長 支所長代理 課長
		地域センター	所長 所長補佐
		人権啓発センター	所長
		男女共同参画社会推進センター	館長
		男女共同参画相談支援センター	所長
		福祉文化会館	館長 館長補佐
		福祉事務所	所長 所長代理 所長補佐
		善隣館	館長
		保育園	保育園長
		こども総合相談所	所長 所長代理 課長
		養護老人ホーム	園長 園長補佐
		保健所	所長 次長 課長 担当課長 専門監 課長補佐
教育委員会	事務局		教育長 教育次長 統括審議監 審議監 次長 課長 担当課長 所長 課長代理 専門監 課長補佐 所長補佐 室長 室長補佐 分室長 副専門監 人事財務課 人事係及び学事課の係長, 主査及び副主査 人事財務課 人事係及び学事課の主任及び主事(人事事務に従事する者に限る。)
	学校以外の教育機関	教育研究研修センター	所長 所長補佐
		学校給食センター	所長 所長補佐
		中央図書館	館長 館長補佐
		視聴覚ライブラリー	館長 館長補佐
		中央公民館	館長 館長補佐
		青少年育成センター	所長

		埋蔵文化財センター	所長
		オリエント美術館	館長 館長補佐
	学校	幼稚園	園長
		小学校	校長 副校長 教頭
		中学校	校長 副校長 教頭
		高等学校	校長 副校長 事務長 教頭 事務長補佐
選挙管理委員会事務局		局長 次長 担当課長 担当課長補佐	
人事委員会事務局		担当局長 事務局長 次長 担当課長 担当課長補佐 係長	
監査事務局		局長 次長 担当課長 担当課長補佐	
農業委員会事務局		担当局長 事務局長 担当次長 担当課長補佐	

## 5 労働基準監督機関

### (1) 労働基準法の号別区分等

職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権は、労働基準法別表第1に示された分類に従い、企業職員及び技能労務職員を除き、人事委員会又はその委任を受けた人事委員会の委員が行うものとされている。本市の労働基準監督機関の職権は、人事委員会の委員長が行う。

本市の事業所又は事務所が労働基準法別表第1各号のいずれに該当するかの決定は、本委員会と岡山労働局とが協議して決定する。この区分状況は、次のとおりである。

(平成24年3月31日現在)

所管	号別区分	事業所の名称
人事 委員会	第12号 教育・研究・調査の事業	人事課人材育成室、デジタルミュージアム、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、教育相談室、中央適応指導教室、トラングルー宮、ラポート牧山、教育研究研修センター、青少年育成センター、環境学習センター「めだかの学校」、図書館、公民館、犬島自然の家、埋蔵文化財センター、オリエント美術館、人権啓発センター、建部町B&G海洋センター、建部町文化センター、環境情報センター、百花プラザ、西大寺緑花公園緑の図書室
	別表第1の各号に属さない事業	本庁の各事務部局（出先機関及び第1号から第15号の事業所を除く）、東京事務所、消費生活センター、男女共同参画社会推進センター、男女共同参画相談支援センター、区役所、支所、地域センター、市民サービスセンター、連絡所、市民サービスコーナー、福祉文化会館、障害者更生相談所、こども総合相談所（保護課を除く）、福祉事務所、病院局新病院整備運営課、市場事業部、消防本署、消防出張所、消防局航空隊、教育企画総務課分室
労働 基準 監督署	第1号 製造・加工業	水道局本庁、水道局お客様センター、水道局給水工事センター、水道局施設課、水道局水道センター、水道局浄水課、水道局水質試験所、学校給食センター、下水道局本庁、下水道局施設管理課（下水処理場）、下水道事務所
	第3号 土木・建築業	維持管理センター
	第13号 保健・衛生業	福祉交流プラザ、老人ホーム、善隣館、仁愛館、児童館、保育園、こども総合相談所保護課、発達障害者支援センター、こころの健康センター、保健所、保健センター、障害者生活支援センター、瀬戸町健康福祉の館、病院、食肉衛生検査所
	第14号	たけべの森公園、岡山ドーム管理事務所

労働 基準 監督署	娯楽・接客業	
	第15号 清掃・と畜場業	東山斎場、清掃事業所、山上埋立管理事務所、東部クリーンセンター、東部リサイクルプラザ、岡南環境センター、当新田環境センター、一宮浄化センター

※ 病院局新病院整備運営課及び市場事業部の労働基準法別表第1の事業区分は、各号に属さない、その他の事業であるが、条例により地方公営企業法が適用されるため、労働基準監督署が職権行使を行う。

## (2) 職権行使の状況

労働基準監督機関として平成23年度に職権を行使した事項は次のとおりである。

項目	件数
断続的な宿日直勤務の許可	1
健康診断結果報告書の受理	3
産業医選任報告書の受理	3
衛生管理者選任報告書の受理	5

## 6 人事委員会規則等の制定及び改廃の状況

人事委員会は、法律又は条例に基づきその権限に属する事項に関し、人事委員会規則を制定することができることとされている。(地公法第8条第5項)

平成23年度において、本委員会が制定し、又は改正した規則は次のとおりである。

番 号	公布年月日 (施行年月日)	規則名	制定改廃
平成23年 第4号	23.6.29 (23.6.29)	初任給, 昇格, 昇給等の基準に関する規則	一部改正
平成23年 第5号	23.11.24 (23.11.24)	初任給, 昇格, 昇給等の基準に関する規則	一部改正
平成23年 第6号	23.11.24 (23.11.24)	給料表の適用範囲に関する規則	一部改正
平成24年 第1号	24.3.30 (24.4.1)	給料表の適用範囲に関する規則	一部改正
平成24年 第2号	24.3.30 (24.4.1)	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則	一部改正
平成24年 第3号	24.3.30 (24.4.1)	管理職員等の範囲を定める規則	一部改正
平成24年 第4号	24.3.30 (24.4.1)	初任給, 昇格, 昇給等の基準に関する規則	一部改正
平成24年 第5号	24.3.30 (24.4.1)	岡山市人事委員会事務局の組織等に関する規則	一部改正

## 人事委員会年報（平成23年度）

◎発行年月 平成24年7月  
◎編集・発行 岡山市人事委員会事務局  
〒700-8554  
岡山市北区大供一丁目1番1号  
TEL 086-803-1555